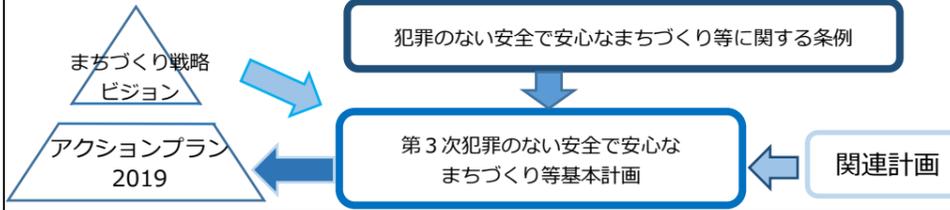
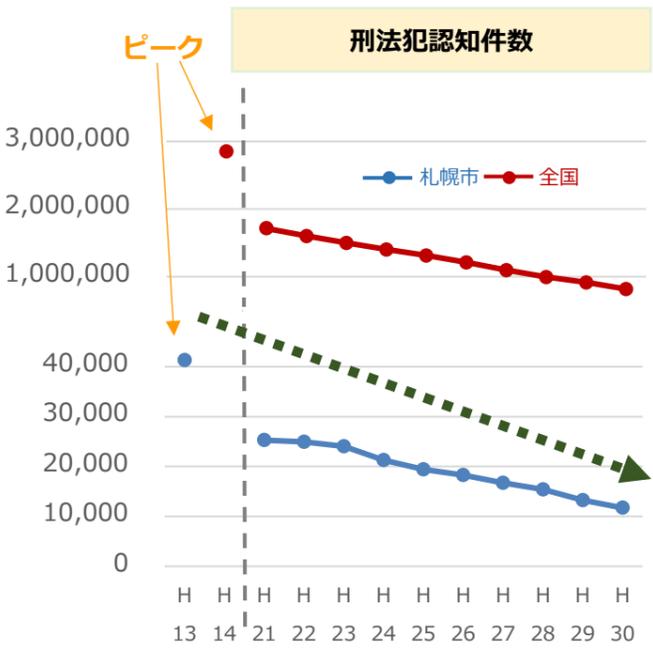


第1章 第3次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	「犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（以下「安全安心条例」という。）」の規定に基づき、「安全で安心なまちづくり」と「犯罪被害者等に対する支援」を総合的かつ計画的に進めていくための計画を策定することとなり、現行の計画の計画期間が令和元年度までのため、令和2年度以降を計画期間とする新たな計画を策定するもの
2 計画の対象	主に日常生活の身近なところで発生する窃盗犯など、犯罪を誘発する機会を減らすことで効果的に防ぐことが期待できる犯罪が対象
3 計画期間	令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間
4 計画の位置づけ	札幌市全体のまちづくりの計画体系における位置づけは、札幌市の総合計画である「まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定される個別計画 

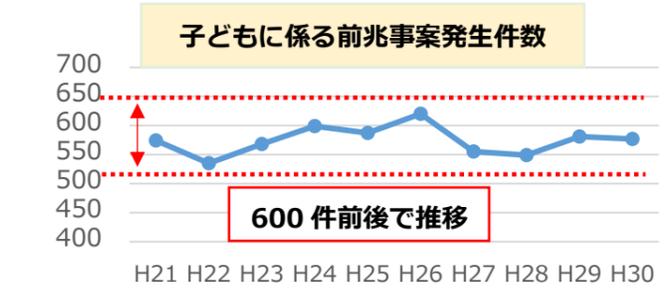
第2章 現状と振り返り

1 札幌市の主な犯罪情勢



(H13) 41,290件 → (H30) 11,718件

	H21		H25		H30	
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
凶悪犯	129	0.5	109	0.6	69	0.6
粗暴犯	877	3.5	1,005	5.2	1,248	10.7
窃盗犯	19,303	76.4	12,932	66.6	7,686	65.6
知能犯	607	2.4	577	3.0	375	3.2
風俗犯	306	1.2	529	2.7	391	3.3
その他	4,053	16.0	4,271	22.0	1,949	16.6
合計	25,275	100.0	19,423	100.0	11,718	100.0



女性・高齢者の刑法犯認知件数

- 女性の犯罪情勢は、10年前から比較して、公然わいせつや暴行が増加傾向
- 高齢者の犯罪情勢は、10年前から比較して、詐欺や暴行が増加傾向

2 主な市民意識・防犯ボランティア団体の状況

主なアンケート結果	H25・H26	H30・R1
(1) 犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまちだと思う市民の割合	52.6% (H26)	64.6% (H30)
(2) 犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持っている市民の割合 【成果指標】	64.5% (H26)	52.1% (R1)
(3) 身近な地域での犯罪に関する情報量が不足していると感じている市民の割合	48.7% (H25)	49.4% (H30)
(4) インターネット犯罪に遭うかもしれないと不安に思う市民の割合	35.1% (H25)	50.5% (H30)
(5) 地域で協力して行われている防犯活動に参加している市民の割合 【成果指標】	13.3% (H25)	12.0% (H30)
(6) 地域防犯活動を継続するにあたって人数が足りていると感じている団体の割合	69.6% (H25)	55.4% (H30)
(7) 地域防犯活動に参加したことがない市民の活動への参加条件	市民の40.4%が「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」(H30) 市民の38.3%が「好きな時間や参加頻度を選べれば」(H30)	
(8) 地域防犯団体の活動内容	団体の61.5%が「通学路などでの子どもの見守り活動」(H30)	
(9) 市民が安全で安心なまちを実現するために札幌市に期待すること	市民の80.6%が「犯罪の防止に配慮した環境の整備」(H30)	

3 社会情勢等

(1) 子どもの安全対策の強化	登下校時の子どもの安全確保の重要性が高まっていることから、H30.6に政府は「登下校防犯プラン」を策定し、従来の見守り活動の担い手不足等の課題に対応するため、「ながら見守り」等の推進に取り組むこととしている。
(2) 犯罪被害者等支援施策の充実	「犯罪被害者等基本法」の制定から15年が経過し、地方公共団体においても、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、経済的・精神的な支援の取り組みが広がってきている。
(3) 再犯の防止等の推進	検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあり、平成28年に「再犯防止推進法」が制定され、この法律により、地方公共団体は、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないこととされている。

第3次犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の概要（案）

4 課題の整理と今後の方向性

		現状や課題及び今後の方向性		
		<基本方針1>	<基本方針2>	<基本方針3>
個別項目		<input type="checkbox"/> 身近な地域の犯罪情報を入力するための情報が不足 <input type="checkbox"/> インターネットトラブルが増加傾向 <input type="checkbox"/> 子ども110番の家を実際に活用するための普及啓発活動が不足	<input type="checkbox"/> 地域防犯活動団体の担い手の不足 <input type="checkbox"/> 地域防犯活動について、無理なく参加できる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 子ども110番の家を活用しやすくする対策が求められる	<input type="checkbox"/> 町内会等に対する防犯カメラの補助制度をH30より創設 <input type="checkbox"/> 防犯に配慮した環境整備には高いニーズ <input type="checkbox"/> 増加している観光客に対する支援が必要
		→犯罪認知件数の減少や市民意識の改善で一定の成果は確認しているものの、これらの成果については、緩やかにしか改善しないことから、現状の取組を着実に進めるとともに、個別項目の現状や課題に対応するための取組を実施		
犯罪被害者支援		<input type="checkbox"/> 地方公共団体において、犯罪被害者等に対する経済的・精神的な支援の取組みに広がり → 犯罪被害者等への支援の充実（経済的・精神的な支援制度の創設）		
再犯防止		<input type="checkbox"/> 再犯防止の推進等については本計画とは別の枠組みで検討を進めるのが適当		

第3章 計画構成

1 基本目標・基本方針

第3次基本計画の構成

基本目標

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	基本方針4（新規） 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する
---------------------------------------------------	------------------------------------------------	---------------------------------------------	---------------------------------------------------

2 基本施策

- 基本方針1～3には、安全安心条例第8条から第10条に規定する「広報及び啓発」「市民の取組への支援」「公共施設の整備等」「連携体制の整備」を計画の施策として設定
- 犯罪情勢などにに基づき、子ども、女性、高齢者の施策を設定
- 基本方針4には、安全安心条例第12条に規定する「情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援」を計画の施策として設定

3 重点取組【子ども】

- 子どもが不審者に狙われる事案が近年横ばいで推移
- 地域における防犯活動では子どもの安全確保に関する活動が最多

→「子ども」の安全確保について重点的な取組を実施

4 具体的な施策

基本目標：犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

基本方針1	基本方針2	基本方針3	★基本方針4
自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する
基本施策の主な取組			
(1)意識等を高める情報提供 ★【新規】SNSや防犯マップを活用した犯罪情報等の情報発信	(1)地域防犯活動の促進 ★【新規】地域防犯活動団体向けセミナー開催	(1)市民が行う環境整備 【レベ】町内会等への防犯カメラの設置補助	【レベ】(1)犯罪被害者支援等に関する情報発信・広報啓発の実施
【新規】サイバー犯罪等の出前講座の実施	(2)協働による連携体制 安全・安心どさんご運動の普及促進	(2)防犯に配慮した公共施設整備 街路灯や公園等の整備	【レベ】(2)総合的対応窓口等における対応
(2)子どもに関する防犯力向上 ★【レベ】「子ども110番の家」を活用した参加型防犯講座	(3)地域一体での子どもの見守り ★【新規】「ながら防犯」促進のための啓発・支援	(3)子ども等に配慮した環境整備 【レベ】(再掲)町内会等への防犯カメラの設置補助	【新規】(3)犯罪被害者等に対する経済的な支援
【新規】サイバー対策ハンドブック作製・配布	★【レベ】「子ども110番の家」における事業者との連携	(4)歓楽街の環境改善	【新規】(4)犯罪被害者等に対する精神的な被害の回復に向けた支援
(3)女性の防犯力向上 【レベ】女性の防犯ハンドブックを活用した広報啓発	(4)女性の犯罪被害防止の取組 DV被害者対応機関との連携	★【新規】外国人観光客への防犯啓発	
(4)高齢者等の防犯力向上 【レベ】特殊詐欺被害防止のための参加型防犯講座	(5)高齢者等の安心した暮らし 高齢者に対する見守りや支援	(5)暴力団等の排除 市の契約や補助事業などからの排除措置	

第4章 成果指標・重点取組・達成目標

【成果指標1】 犯罪認知件数 11,718件→1万件未満 (H30→R6年)	【成果指標2】 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合 89%→95% (R1→R6年度)	【成果指標3】 地域で協力して行われている防犯活動に参加している市民の割合 12%→25% (H30→R6年度)
【テーマ：子どもの安全】		
【基本方針1～重点取組】 「子ども110番の家」講座 【達成目標】 合計10回開催 (R2→R6年度)	【基本方針2～重点取組】 ながら防犯の推進 【達成目標】 合計10,000人登録 (R2→R6年度)	【基本方針3～重点取組】 町内会等防犯カメラ設置補助 【達成目標】 新規設置台数 合計500台 (R2→R6年度)